

# 中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する要綱

30中福衛第96号

平成30年6月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）及び住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号）並びに中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年3月中央区条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例によるものとする。

(周知に係る報告)

第3条 条例第7条第2項の規定による報告は、別記第1号様式による。

2 前項の報告書には、条例第7条第1項の規定による周知に使用した資料を添付するものとする。

(周辺地域の範囲)

第4条 条例第7条第1項の規定による周知の範囲は、届出住宅の敷地（当該住宅の敷地を含む。）から周囲おおむね100mの範囲内とする。

(届出)

第5条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第3条第1項の届出をするときは、法第3条第2項の届出書に、次に掲げる書面を添えて区長に提出するものとする。

(1) 別記第2号様式又は別記第3号様式による確認書

(2) 別記第4号様式による計画書

(3) 別記第5号様式による住宅宿泊事業の制限に係る確認書

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項を記載した書面

(宿泊者の衛生の確保)

第6条 区長は、法第5条に規定する宿泊者の衛生の確保に係る措置の状況について、必要に応じて届出住宅を調査するものとする。

(宿泊者の安全の確保)

第7条 区長は、法第6条に規定する宿泊者の安全の確保に係る措置について、必要に応じて届出住宅を調査するものとする。

(損害保険への加入)

第8条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業を実施するに当たり、火災保険、賠償責任保険  
その他損害保険に加入するものとする。

(標識の掲示の確認)

第9条 区長は、法第13条の標識が適正に掲示されているか、必要に応じて確認するものとする。

2 区長は、前項の規定による掲示が適正に行われていないと認めるときは、当該掲示の方法等を指導するものとする。

(廃棄物の処理の指導)

第10条 区長は、条例第10条の規定による廃棄物の処理が住宅宿泊事業者の責任において適正に処理されているか、指導するものとする。

(苦情等及びその対応記録の提出)

第11条 住宅宿泊事業者は、区長が条例第11条の規定による記録の提出を求めたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の適正な運営の確保に関し必要な事項は、保健衛生担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。